

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第12回総会

令和4年12月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年12月15日 午後3時50分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩 (欠席)	4 浅野 国英 (欠席)
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

松原・成田地区 関根 辰雄

松原・成田地区 浅野 隆良 北半田地区 早田 與喜治

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員8名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係長 吉田 安孝

主任主査 松原 義行

農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中8名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

8番 小野 策七 委員

9番 佐藤 徳雄 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第23号、農地法第5条申請 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

農地区分については、農用区域内の農地に該当するので、農用地となります。

農用地は原則として許可できませんが、今回の申請は一時転用であるため、例外的に許可ができる一時的な利用に供するもので、目的を達成するうえで当該農地を供することが必要、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われま

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 関根 辰雄 推進

委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

関根委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

東北電力の鉄塔周辺工事に係る工事用地として、当該地を、駐車場やトイレ、休憩所等として、令和5年12月までの間、一時的に利用するものであります。

なお事業者より、申請地については鉄板養生を実施し、土砂流出等を防止する。汚水は簡易式仮設トイレを使用し、農地に影響が出ないようにする。周辺の農地に支障を及ぼさないための措置として、周囲に策を設置し、資材の飛散防止対策として、ネット、シートで覆う計画となっております。

また、事業計画書に農地への復元方法について、鉄板等仮設資材は、工事終了後、速やかに撤去し、農地に復元する旨の趣旨の記載があります。

以上のことから、一時転用についてはやむを得ないと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは先に、所有権移転を審議いたします。整理番号2と3について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第24号、農業基盤強化促進法 整理番号2、3（所有権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号2と3の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会長

ただいまの説明に関連して、整理番号2の地区担当である 浅野 隆良 推進委員から、現地の補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地は、譲渡人が以前居住していた宅地を畑に変えた農地です。また隣接地は、譲受人が借り受けて耕作しています。

今回所有権移転することで、譲受人は同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えま

会長

ありがとうございます。続いて整理番号3の地区担当である 早田與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けして耕作していた農地です。水田は譲受人の所有農地が隣接しているところ

です。今回の所有権移転により、譲受人は同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われま

す。本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も水田及び樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えま

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 2 と 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 2 と 3 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。整理番号 4 から 7 について事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案 2 4 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 4 から 7 (利用権設定) 朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 4 から 7 の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 4 から 7 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号4から7について、原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、12月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和4年第12回総会を閉会いたします。

閉 会（午後4時10分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人